

原料原産地表示の表示方法の検討について

平成28年9月12日
消費者庁・農林水産省

国別表示

原料原産地表示についての国別の表示ルール

- 原料原産地表示を行う原材料が、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。
- 原産地が2以上ある場合にあつては、重量の割合の高いものから順に表示する。
- 原産地が3以上ある場合にあつては、重量の割合の高いものから順に2以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

【表示例】

緑茶飲料

原材料名	茶(国産)
------	-------

※添加物は省略。

あじの開き

原材料名	あじ(オランダ)、食塩
------	-------------

※添加物は省略。

こんにゃく

原材料名	こんにゃく芋
原料原産地名	国産(こんにゃく芋)

※添加物は省略。

味付けカルビ

原材料名	牛肉(アメリカ、オーストラリア)、 醤油、砂糖、みりん、にんにく
------	-------------------------------------

※添加物は省略。

合挽き肉

原材料名	豚肉(アメリカ、国産、その他)、 牛肉
------	------------------------

国別表示が難しい場合

原則、国別表示とする。ただし、全ての加工食品に導入するには難しい場合がある。

国別表示が難しい場合とは：

- 1 2か国以上の輸入原料を扱う場合、原材料の輸入先国の変化に応じ、準備する包材の種類が多くなり困難性が増す
- 2 産地や重量順を特定することが困難な場合
 - ① 原材料の輸入先国が頻繁に変化する場合（時期により1か国、2か国、場合により3か国を併用など）
 - ② 国別の配合割合が変更になる場合（2か国使用するが品質を一定にするため配合を変更するなど）
 - ③ 複数産地の混ざった原料をさらに混合する場合（小麦粉、植物油など）
- 3 中間加工原材料を使用している場合（中間加工原材料の生鮮原材料の産地情報が不明）

解決策

国別表示が難しい場合、事業者の実行可能性を踏まえて

- ① 「可能性表示」
- ② 「大括り表示」
- ③ 「中間加工原材料の表示」

などの方法によれば、産地情報を伝えることが可能となる。

留意点

ただし、それぞれの表示方法について

- ① 認める条件
- ② 誤認を防止するための方法を明確にすることが必要

国別表示

【食品例】 こいくちしょうゆ

原材料名	大豆、小麦、食塩
------	----------

※添加物は省略。

大豆の産地(例)

ケース	使用する可能性のある大豆の産地
① A社	アメリカ
② B社	アメリカ、カナダ
③ C社	アメリカ、カナダ、ブラジル
④ D社	アメリカ、カナダ、ブラジル、日本

(注) 使用する可能性のある産地を表示したものであり、複数の産地の表示がある場合でも、製品によっては全ての産地を含まず、1つの産地の大豆しか使用しない場合もある。

国別表示の表示例

現行の義務表示ルールを大豆のみに当てはめて、原産地を国別かつ重量順で表示した場合

ケース①
の場合
A社

原材料名	大豆(アメリカ)、…………
------	---------------

ケース②
の場合
B社

1か国のみ使用する場合

原材料名	大豆(カナダ)、…………
------	--------------

原材料名	大豆(アメリカ)、…………
------	---------------

2か国使用する場合、重量順に表示

原材料名	大豆(カナダ、アメリカ)、…………
------	-------------------

原材料名	大豆(アメリカ、カナダ)、…………
------	-------------------

表示例つづく

国別表示

ケース④
の場合
D社

1か国のみ使用する場合(4通り)

原材料名	大豆(アメリカ)、.....
------	----------------

原材料名	大豆(日本)、.....
------	--------------

⋮

2か国を使用する場合(12通り)

原材料名	大豆(アメリカ、カナダ)、.....
------	--------------------

原材料名	大豆(カナダ、アメリカ)、.....
------	--------------------

原材料名	大豆(アメリカ、日本)、.....
------	-------------------

⋮

3か国を使用する場合(24通り)

原材料名	大豆(アメリカ、カナダ、ブラジル)、.....
------	-------------------------

原材料名	大豆(アメリカ、ブラジル、カナダ)、.....
------	-------------------------

原材料名	大豆(カナダ、アメリカ、ブラジル)、.....
------	-------------------------

原材料名	大豆(カナダ、アメリカ、日本)、.....
------	-----------------------

原材料名	大豆(アメリカ、日本、カナダ)、.....
------	-----------------------

⋮

4か国を使用する場合(24通り)

原材料名	大豆(アメリカ、カナダ、ブラジル、日本)、.....
------	----------------------------

原材料名	大豆(アメリカ、ブラジル、カナダ、日本)、.....
------	----------------------------

原材料名	大豆(カナダ、日本、アメリカ、ブラジル)、.....
------	----------------------------

原材料名	大豆(日本、カナダ、アメリカ、ブラジル)、.....
------	----------------------------

⋮

(3か国以下を「その他」と表示する場合)

原材料名	大豆(アメリカ、カナダ、その他)、.....
------	------------------------

⋮

解決策例① 可能性表示

可能性表示

国別に重量順を特定することが困難な場合、使用可能性のある複数国を「又は」でつないで表示することができる。

ただし、表示されている国全ての原材料が使用されるとは限らない。

例えば、表示された国のうちの1か国のみで使用されている場合もある。

可能性表示を認める条件の例

下記条件 1 及び 2 を満たした場合、可能性表示を認める。

条件 1 : 使用する原料の産地は把握しているが、いずれかの産地を頻繁に切り替えて使用することなどから、国別、重量順の表示が困難であること。

条件 2 : 過去の使用実績等が管理できており、例えば

- ① 「過去に使用して今後も使用」
- ② 「新商品の場合で、規格書等で今後使用する予定が確実」

など、使用する原材料の産地について担保できること。

解決策例① 可能性表示

誤認を防止するための方法の例

- 表示されている原材料の一部産地が使用されていない場合や、順番が変わる可能性がある。

誤認防止のため、可能性表示をした場合には、過去の使用実績等に基づくこと等を注意書きする。

表示例：

原材料名	大豆(アメリカ又はカナダ)、……
------	------------------

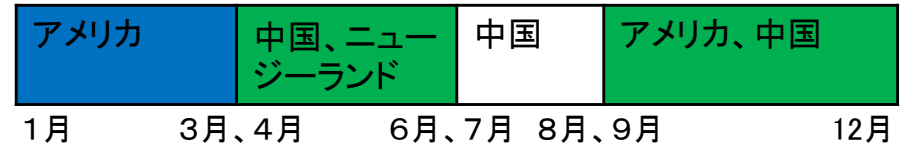
注)大豆の産地は、平成〇年の取扱い実績の順に表示。

- 表示されている原材料の一部産地の使用割合が極めて少ない場合がある。誤認防止のため、その場合には、例えば、割合を表示する、〇〇産と表示をさせないなどの方法をとる。

※消費者への情報提供として、事業者は可能な範囲でウェブページ等に国別情報の提供に努める。

参考

平成〇年使用実績



(国別表示の例)

原材料名 玉ねぎ(アメリカ)、……

原材料名 玉ねぎ(中国、ニュージーランド)、……

原材料名 玉ねぎ(中国)、……

原材料名 玉ねぎ(アメリカ、中国)、……

(可能性表示の例)

原材料名 玉ねぎ(中国又はアメリカ又はニュージーランド)、……

注)玉ねぎの産地は、平成〇年の取扱い実績の順に表示。

解決策例① 可能性表示（表示例）

可能性表示の表示例

例1：過去1年の取扱い実績で産地を表示した場合

ケース② 原材料名 大豆(アメリカ又はカナダ)、……

注)大豆の産地は、平成〇年の取扱い実績の順に表示。

例2：過去2年の取扱い実績で産地を表示した場合

ケース② 原材料名 大豆(アメリカ又はカナダ)、……

注)大豆の産地は、平成〇年から2年間の取扱い実績の順に表示。

例3：新商品のため、使用予定で産地を表示した場合

ケース④ 原材料名 大豆(アメリカ又はカナダ又はブラジル又は国産)、……

注)大豆の産地は、平成〇年までの使用予定の順に基づき表示。

例4：3か国以下を「その他」と表示した場合

ケース③、④ 原材料名 大豆(アメリカ又はカナダ又はその他)、……

注)大豆の産地は、平成〇年の取扱い実績の順に表示。

解決策例②－1 大括り表示

大括り表示

複数の国から輸入原料を使用する時に、国別に重量順を特定することが困難な場合、「輸入」と括って表示することができる。

大括り表示を認める条件の例

下記条件 1、2、3 及び 4 を満たした場合、大括り表示を認める。

条件 1：複数の外国の間で、産地切替え又は混合割合の順位の変更が頻繁に生じるなど国別表示あるいは重量順の特定が困難であること。

条件 2：「2か国」あるいは、「3か国」以上の輸入原料を使用していること。

条件 3：国産を使う場合「外国産」と「国産」の重量割合は把握していること（表示は重量順）。

条件 4：過去の使用実績等が管理できており、例えば

- ①「過去に使用して今後も使用」
- ②「新商品の場合で、規格書等で今後使用する予定が確実」

など、使用する原材料の産地について担保できること。

誤認を防止するための方法の例

- 表示されている原材料の一部産地の使用割合が極めて少ない場合があり、誤認を避けるため、例えば、割合を表示する、○○産と表示をさせないなどの方法をとる。

※消費者への情報提供として、事業者は可能な範囲でウェブページ等に国別情報の提供に努める。

大括り表示の表示例

ケース②、③

原材料名	大豆(輸入)、……
------	-----------

ケース④ {

原材料名	大豆(輸入)、……
原材料名	大豆(輸入、国産)、……
原材料名	大豆(国産、輸入)、……

解決策例②－２ 大括り表示＋可能性表示

大括り表示＋可能性表示

国別に重量順を特定することが困難な輸入原料及び国産原料を使用する場合であって、かつ、輸入原料と国産原料の重量順を特定することが困難な場合、「輸入又は国産」、「国産又は輸入」と表示することができる。

大括り表示＋可能性表示を認める条件の例

下記条件 1、2 及び 3 を満たした場合、大括り表示＋可能性表示を認める。

条件 1：複数の外国の間で、かつ、外国と国産との間で、産地切替え又は混合割合の順位の変更が頻繁に生じるなど国別表示あるいは重量順の特定が困難であること。

条件 2：「2か国」あるいは、「3か国」以上の輸入原料を使用していること。

条件 3：過去の使用実績等が管理できており、例えば

- ①「過去に使用して今後も使用」
- ②「新商品の場合で、規格書等で今後使用する予定が確実」

など、使用する原材料の産地について担保できること。

誤認を防止するための方法の例

- 外国産と国産の順番が変わる可能性があることや一方が含まれない場合があることを誤認させないため、可能性表示をした時には、過去の使用実績等に基づくこと等を注意書きする。
- 表示されている原材料の一部産地の使用割合が極めて少ない場合があり、誤認を避けるため、例えば、割合を表示する、〇〇産と表示をさせないなどの方法をとる。

※消費者への情報提供として、事業者は可能な範囲でウェブページ等に国別情報の提供に努める。

大括り表示＋可能性表示の表示例

ケース④

原材料名 **大豆(輸入又は国産)**、……

注)大豆の産地は、平成〇年の取扱い実績の順に表示。

原材料名 **大豆(国産又は輸入)**、……

注)大豆の産地は、平成〇年の取扱い実績の順に表示。

解決策例③ 中間加工原材料の表示

製造地表示

使用する原材料が中間加工原材料である場合、中間加工原材料の製造地を「〇〇製造」などと表示。

【食品例】 清涼飲料水

原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖		
	※添加物は省略。		
	製造地	原料	想定される産地
りんご果汁	ドイツ	りんご	ドイツ ハンガリー

製造地表示の例

製造地表示の例

原材料名	りんご果汁(ドイツ製造)、……
------	-----------------

原料の国別順序が判明している場合の例

原材料名	りんご果汁(りんご(ドイツ、ハンガリー))、……
------	--------------------------

【食品例】 チョコレートビスケット

原材料名	チョコレート、小麦粉、砂糖、食用植物油脂			
	※添加物は省略。			
	製造地	原料	原料	想定される産地
チョコレート	ベルギー	カカオマス	カカオ豆	コートジボワール ガーナ インドネシア
		砂糖	(略)	
		ココアバター	(略)	

製造地表示の例

原材料名	チョコレート(ベルギー製造)、……
------	-------------------

原料の国別順序が判明している場合の例

原材料名	チョコレート(カカオマス(カカオ豆(コートジボワール、ガーナ、インドネシア))、砂糖……、ココアバター……)、……
------	---

※現行制度上、「原材料名」について、上記のチョコレートのように、2種類以上の原材料からなる原材料(複合原材料)をもって「原材料」として表示することが認められている。

解決策例③ 中間加工原材料の表示（表示例）

【食品例】食パン

原材料名 小麦粉、砂糖、ショートニング、食塩、イースト

※添加物は省略。

	製造地	原料	想定される産地
小麦粉	日本	小麦	アメリカ カナダ オーストラリア 日本

製造地表示の例

原材料名 小麦粉(国内製造)、……

原料の国別順序が判明している場合の例

原材料名 小麦粉(小麦(アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本))、……

【食品例】マヨネーズ

原材料名 食用植物油脂、卵黄、醸造酢、食塩、香辛料

※添加物は省略。

	製造地	原料	原料	想定される産地
食用植物油脂	日本	大豆油	大豆	アメリカ カナダ ブラジル 中国
		なたね油	(略)	

製造地表示の例

原材料名 食用植物油脂(国内製造)、……

原料の国別順序が判明している場合の例

原材料名 食用植物油脂(大豆油(大豆(アメリカ、カナダ、ブラジル、中国))、なたね油…)、……

※消費者への情報提供として、事業者は可能な範囲でウェブページ等に原料原産地情報の提供に努める。

参考

製造と加工について

食品表示基準Q&A（平成27年3月30日消食表第140号）から抜粋

（総則－14）「製造」及び「加工」の定義を教えてください。

（答）

一般的には、

- ① 「製造」とは、その原料として使用したものとは本質的に異なる新たな物を作り出すこと
- ② 「加工」とは、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加することです。

（総則－15）加工食品の定義における「製造」、「加工」とは、具体的にはどのような行為を示すのですか。

（答）

「加工」とは、新しい属性を付加する行為をいい、加工行為を行う前後で比較して、本質的な変更を施さない行為、が該当します。具体的には以下の行為が考えられます。

具体例(単一の行為)			
加工	形態の変更	切断	加工食品の単なる切断(ハムの塊をスライス、など)
		整形	加工食品の大きさを整える(ブロックのベーコンの大きさと形を整えるなど)。
		選別	加工食品を選別(煮干を大きさで選別など)
		破碎	生鮮食品や加工食品を粉末(粉状にしたもの)ではなく、少し砕く行為(挽き割り大豆、コーングリッツなど)
		混合	異なる種類の生鮮食品や加工食品の混合(キャベツとレタスの野菜ミックス、あられと落花生の混合(柿ピー)など)

⋮

産地の誤認防止

平成16年9月14日に当時の加工食品品質表示規準を改正し、産地を強調した任意表示について、誤認防止のための基準を策定。(現行の食品表示基準でも同様の規定を置いている。)

具体的には、当該表示が加工地を示すのか原材料の産地を示すのか不明確な表示を禁止。

(食品表示基準Q&A(平成27年3月)の原料原産地表示の表示方法-6)

例: 沼津で加工したあじの開き(原料原産地表示義務対象品目)

<商品表面> 沼津産 あじの開き	<一括表示欄> 名称 あじの開き 原材料名 真あじ(A国産)、食塩 内容量 1尾 消費期限 平成××年××月××日 保存方法 10℃以下で保存してください。 製造者 ××株式会社 ××県××市××町×-×
-------------------------------	---

改善

<改善表示例>

(1) 加工地、原料原産地を明記

あじの開き
加工地: 沼津
 原料原産地: A国

(2) 沼津は加工地である旨を明記

あじの開き
(沼津加工)

(3) 産地名に関する強調表示を行わない

あじの開き

例: A県で加工したあゆの塩焼き(原料原産地表示義務対象品目ではない)

<商品表面> A県産 あゆの塩焼き	<一括表示欄> 名称 あゆの塩焼き 原材料名 あゆ、食塩 内容量 1尾 消費期限 平成××年××月××日 保存方法 10℃以下で保存してください。 製造者 ××株式会社 ××県××市××町×-×
--------------------------------	--

改善

<改善表示例>

(1) A県は加工地である旨を明記

A県加工
 あゆの塩焼き

(2) 産地名に関する強調表示を行わない

あゆの塩焼き

(参考) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号) 抜粋

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～五 (略)

六 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語